

平成19年度

障害者地域生活支援事業の

しおり

芦北町 福祉課 障害者福祉係

平成19年4月刊行

芦北町 障害者(児) 地域生活支援事業について

【地域生活支援事業とは】

障害者及び障害児がそれぞれの適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業です。

またこの事業は、障害の有無に関わらず安心して地域で生活ができるよう支援する事業でもあります。

【対象者】

対象者は、原則として65歳未満の以下の障害者(児)です。

身体障害者・・・身体障害者手帳を有している障害者

知的障害者・・・療育手帳を有している障害者

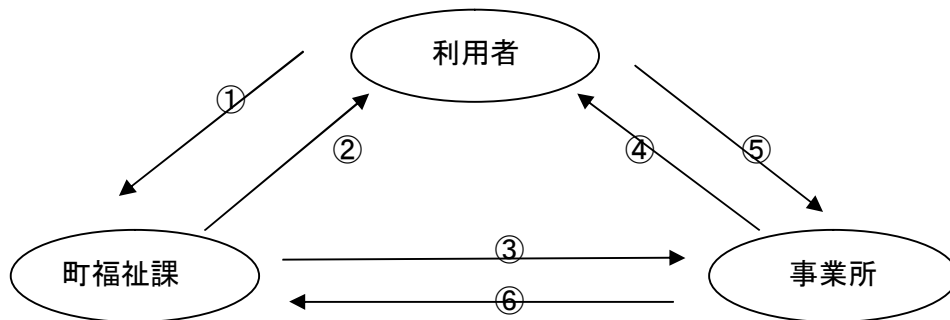
精神障害者・・・精神障害者保健福祉手帳を有している障害者

自立支援医療(精神通院)受給者証を有している障害者

精神を事由として障害年金を受けている者

障害児・・・身体障害者手帳、療育手帳を所有する18歳未満の障害者

【利用するには】 原則としては以下のようになります。



- ① 町に相談、事業者の選定、そして申請をします。
- ② 町において審査決定し、利用者に決定の通知を出します。
- ③ 決定後、町から事業所に登録名簿及び依頼書を通知します。
- ④ 町からの依頼の後、事業者から利用者へ連絡をし、話しを伺います。
- ⑤ ④で、利用日や利用時間等を相談し、利用して頂きます。
(個人と事業者とで契約を締結する事業もあります。)
- ⑥ 毎月、利用した分の委託料を町に請求し、町は事業者へ委託料を支払います。

※ただし、相談支援事業・地域活動支援センターは事業所へ直接御連絡下さい。

【本町の地域生活支援事業】

今回は、本町で実施している中でも以下の事業を中心に御紹介します。

- 1、相談支援事業
- 2、日常生活支援事業
- 3、移動支援事業
- 4、生活サポート支援事業
- 5、日中一時支援事業
- 6、地域活動支援センター（小規模作業所等）事業

芦北町 障害者プラン・芦北町障害福祉計画について

平成18年4月1日に施行されました「障害者自立支援法」は、障害種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう仕組みが一元化し、障害者等の自己決定の尊重、地域生活移行を重視した支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を基本理念としています。

本町では、法の枠組みを踏まえたサービスを提供するための確保や推進のために、「芦北町障害福祉計画」を策定しました。

また、障害のある人のライフサイクル全般に通じた総合的かつ適切な支援を実施することを促進し、障害のある人が社会の一員として生活できるよう「芦北町障害者プラン」の策定も併せて行いました。

詳しくは、巻末の「芦北町障害者プラン・芦北町障害福祉計画」《概要版》を御覧下さい。

今後は、本計画の内容を具体化するためにその達成度を評価し、必要に応じて見直すことが求められており、そのための進行管理等を含む評価体制として、委員会を年度毎に開催します。

この委員会において、計画の達成状況を評価し、その結果を踏まえて計画の方向性を修正していきます。

相談支援事業

【目的】

障害者が抱える様々な問題に関して、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の権利擁護のために必要な援助を行います。

【具体的な相談内容】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・その他の各種相談

【相談方法】 直接事業所へ御連絡下さい！

相談は、電話・来所・訪問と様々な形で応じています。

まずはお電話を！（親切な職員が対応します。）

※本事業の「障害者」とは、原則として65歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を所有されている方です。

【相談窓口】

本町は、以下の事業所に委託しています。

相談窓口は、専門的な相談ができるように、障害種別に分けて設けています。

【身体障害者の相談】

石碓の里相談支援事業所

芦北町大字湯浦1505番地1 TEL 86 - 0515

【障害児及び知的障害者の相談】

芦北学園相談支援センター

芦北町大字芦北2813番地 TEL 82 - 2431

【精神障害者の相談】

支援センターまどか

水俣市月浦269-13 TEL 61 - 1515

《各種相談》 以下の相談員は、町福祉課へお問い合わせください。

身体障害者相談員

身体障害者の様々な相談に応じ、必要な支援を行ないます。
相談員は熊本県の委託を受けて町内に、4名の相談員がいます。

知的障害者相談員

知的障害者の様々な相談に応じ、必要な支援を行ないます。
相談員は熊本県の委託を受けて町内に、1名の相談員がいます。

芦北町体制整備推進事業 訪問員制度

訪問員が各地域の障害者世帯に出向き、日常生活全般に係る相談を受けた上で、各種福祉サービスの検討と調整を行ないます。

平成18年度末に6人の訪問員を配置し、訪問員証を付けて2人1組でお伺いします。

こころの相談窓口

認知症（痴呆）やアルコール依存症等の問題でお悩みの方や関係者（家族）の方々を対象とします。神経内科医、精神科医、保健に係る関係機関が相談員となります。

【場 所】 芦北町保健センター（きずなの里）

【開催日・申し込み窓口】

年6回の開催日は「まちだより」にてお知らせします。

【お問合せ先】 芦北町保健センター 86-0200

家庭訪問（精神障害者を対象とした相談）

ご自宅でお話をお伺いすることができます。
気になることや相談したいことなど、また、病院等との連絡調整もできますので下記所属の保健師までお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 保健センター 86-0200

日常生活用具給付事業

【事業の目的】

在宅で生活するときに、用具の給付によって、日常生活の便宜を図ることを目的とします。

【対象者】

身体障害者手帳を有する重度の障害者（児）

療育手帳Aを有する障害者

※手帳等級や障害名によって給付できる用具の有無がありますので、町福祉課へお問い合わせください。

【サービス内容】

- ① 介護・訓練支援用具
特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
- ② 自立生活支援用具
入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
- ③ 在宅療養等支援用具
電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
- ④ 情報・意思疎通支援用具
点字器や人工喉頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
- ⑤ 排泄管理支援用具
ストマ用装具などの障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
- ⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【利用者負担】

基準単価内の1割が利用者負担です。基準単価を超える用具を申請する場合は、超える額が自己負担となります。

【申請手続】町福祉課に申請書等を準備しています。

- ①給付申請書 ②業者の見積書・カタログ

※本事業は、事前購入が対象となります。よって、購入後に申請した場合は交付対象とはなりませんので御注意ください。

【留意事項】

- 1 介護保険制度で認定を受けている障害者は介護保険制度の用具給付が優先となります。
- 2 事前に町福祉課へ御連絡して、用具の給付条件や基準単価等をお聞きするとスムーズに申請ができます。

移動支援事業

【事業の目的】

在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児に対し、屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

【対象者】 芦北町内に居住する障害者とし、

身体障害者（児）

屋外での移動に著しい制限のある65歳未満の視覚障害者（児）

屋外での移動に著しい制限のある65歳未満の全身性障害者（児）

知的障害者（児）

屋外での移動に著しい制限のある65歳未満の知的障害者（児）

精神障害者（児）

屋外での移動に著しい制限のある65歳未満の精神障害者（児）

【サービス内容】

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）とします。

例えば・・・、 役場に申請書を出しに行きたい。講演会に行ってみ
たい 買い物に行きたい。 など、幅広い移動支援が可能です。

- ① **個別支援型** 個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
- ② **グループ支援型** 複数の障害者への同時支援、屋外でのグループワーク、
同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
- ③ **緊急支援型** 突発的なニーズへの支援

【利用者負担】利用者負担は、原則として単価の1割を負担します。

利用時間	事業所単価	利用者負担
所要時間 30分以内	800円	80円
〃 30分以上～1時間未満	1,500円	150円
〃 1時間以上～1時間30分未満	2,250円	225円
〃 1時間30分以上～2時間未満	3,000円	300円

※以後、所要時間30分を増すごとに750円を加算します。その1割は、利用者負担となります。

※移動に係る公共機関等の料金及びヘルパー分も自己負担となります。

例えば・・・、自宅 → 目的地 → 自宅 で1時間30分を要した場合の利用者負担は300円となります。【連続した時間で考えます。】

※夜間（午後6時から午後10時）又は早朝（午前6時から午前8時）の場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）の場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する額を加算します。

【派遣事業所】

事業者名	住所	電話番号	障害種別受入
石路の里	大字湯浦 1505 番地 1	86-0515	身体・知的・精神・障害児
みつば学園	大字花岡 1539 番地	82-5472	身体・知的・精神・障害児
きずなの里	大字湯浦 1439 番地	86-0294	身体・知的・精神・障害児

生活サポート支援事業

【事業の目的】

在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者の方々に対して、生活サポート員を派遣し軽易な家事援助を行い、障害者の方々の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ることを目的とします。

【対象者】

原則として障害者自立支援法の規定による審査会において非該当者のうち、一部介助を要する状態に陥ったおおむね65歳未満の障害者世帯

※障害者とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者を言います。

※本事業は、上記の要件以外でも利用可能な場合があります。

【サービス内容】

原則として1回の派遣において1時間30分以内、週2回まで派遣できます。

以下のような、簡単な家事援助となります。

(1) 外出時の援助 (2) 食事・食材の確保 (3) 洗濯 (4) 家屋内の清掃、整理整頓 (5) その他必要と認められる家事

【利用者負担】利用者負担は、原則として単価の1割を負担します。

利用時間	事業所単価	利用者負担
1時間以内	1,500円	150円
1時間30分以内	2,250円	225円

原材料費等の実費は、自己負担となります。

【派遣事業所】

事業者名	住所	電話番号	障害種別受入
石蔭の里	大字湯浦 1505 番地 1	86-0515	身体・知的・精神
みつば学園	大字花岡 1539 番地	82-5472	身体・知的・精神

日中一時支援事業

【事業の目的】

在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児に対して、施設への通所の方法によって、日中活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とします。

【対象者】

対象者は、原則として日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な65歳未満の本町に居住している障害者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 感染症の疾病を有する者
- (2) 疾病又は負傷のため入院加療の必要な者
- (3) 移送不可能な者

【サービス内容】

基本的に、日中一時の預かりを基本とします。

ただし、利用者のニーズに応じて以下のサービスを選択することができます。

- (1) 生活指導
- (2) 日常動作訓練
- (3) 創作活動
- (4) 趣味活動
- (5) 健康チェック
- (6) 給食
- (7) 入浴
- (8) 送迎

※(1)～(5)は、どの事業者でも利用可能です。

※(6)～(8)は、事業者の任意事業となります。

【利用者負担】利用者負担は、原則として単価の1割を負担します。

利用時間	事業所単価	利用者負担
所要時間 4時間未満	1,960円	196円
〃 4時間以上～8時間未満	3,920円	392円
〃 8時間以上	5,880円	588円

※入浴サービス及び食事サービスに係る料金は実費負担となります。

※送迎は、利用者負担はありません。

【利用事業所】

事業者名	住所	電話番号	障害種別受入
石路の里	大字湯浦 1505 番地 1	86-0515	身体・知的
みつば学園	大字花岡 1539 番地	82-5472	身体・知的・精神
きずなの里	大字湯浦 1439 番地	86-0294	身体
芦北学園	大字芦北 2813 番地	82-2431	身体・知的・障害児

※ 申請する前に、事前に事業所見学をお勧めします。

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

【目的】

聴覚障害者に手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の社会参加を図ることを目的とします。

【対象者】

本町に住所を有する65歳未満の聴覚障害者とします。

聴覚障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもので、かつ、聴覚、音声機能又は言語機能の障害を有するものをいいます。

【派遣の範囲】

派遣を行う地域は、町内です。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

- 官公庁その他の公的機関、医療機関その他社会生活を営む上で必要な機関等において、聴覚障害者が意思の伝達を行うための派遣
- 町内において開催される大会、講演会等(ただし、営利目的、又は政治的若しくは宗教上の目的を持つものを除く。)に参加する聴覚障害者のための派遣
- 災害、事故、急病等の緊急を必要とする派遣。
(その際は、口頭又はファクシミリにより申請することが可能です。)

【利用者負担】

原則として無料です。ただし、昼食代や作業に係る経費等は実費負担となります。

【利用事業所】

事業者名 : (財団法人) 熊本県ろう者福祉協会
住 所 : 熊本市水前寺6-9-4 熊本聴覚障害者総合福祉センター内
電話番号 : 096-383-5587
F A X : 096-384-5937

地域活動支援センター(小規模作業所等)事業

【目的】

在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児に対して、事業所等へ通所しつつ、創作的活動又は生産活動を通して、福祉的就労の確保や社会交流の促進を図ることを目的とします。

【対象者】

対象者は、原則として65歳未満で本町に居住している障害者です。

※障害者とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者を言います。

【地域活動支援センター事業所一覧】

事業者名	住 所	電話番号	活動内容
パレット(芦北町)	大字花岡 1539 番地	8 2 - 5 4 7 2	園芸を用いた作業
ひまわり(芦北町)	大字湯浦 233 番地 6	8 6 - 1 2 3 4	請負作業
まどか工房(水俣市)	水俣市月浦 269 番地 13	6 1 - 1 7 1 7	自家製品作業

※日常生活等の指導を含めた福祉就労を主としています。

【利用者負担】

原則として無料です。ただし、昼食代や作業に係る経費等は実費負担となります。

利用する前に一度見学をしませんか？

一般企業等で働くことの困難な障害のある人の働く場や活動の場として、より多くの障害者の方に作業所を知って頂くために見学会を開催しています。

見学会を御希望の方は、随時受け付けていますので、連絡先まで御連絡下さい。

対象者 : 身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・ご家族の方

作業所 : 作業所パレット (園芸を中心とした作業) TEL 8 2 - 5 4 7 2

作業所ひまわり (ストックン^g 袋入れ等請負作業) TEL 8 6 - 1 2 3 4

まどか工房 (自家製品の作業、農業作業) TEL 6 1 - 1 7 1 7

町内の障害者福祉サービス事業所一覧 「平成19年4月1日現在」

【旧法施設支援】

種 別	施 設 名	住 所	連絡先
身体障害者療護施設	石路の里	湯浦 1505 番地 1	86-0515
知的障害者更生施設	みつば学園	花岡 1539 番地	82-5472

※両施設

共に、入所部・通所部の受入が可能です。

※市町村事務における町内の旧法施設の一覧です。

【短期入所事業】

事業所名	住所	連絡先	身体	知的	児	精神
石路の里短期入所事業所	湯浦 1505 番地 1	86-0515	○	○	○	
みつば学園短期入所事業所	花岡 1539 番地	82-5472		○	○	
芦北学園発達医療センター 短期入所事業所	芦北 2813 番地	82-2431	○	○	○	

※精神障害者の受入は、水俣・芦北圏域で【まどか園短期入所事業所 水俣市月浦 269-13 TEL 61-1000】実施しています。

【共同生活介護(ケアホーム)】

事業所名	住所	連絡先	主たる障害者
みんなの家	芦北 2324 番地 1	61-3178	知的障害者

【居宅介護事業】

事業所名	住所	連絡先	身体	知的	児	精神
石路の里居宅介護事業所	湯浦 1505 番地 1	86-0515	○	○	○	
(株)コムソ 水俣芦北ケアセンター	芦北 2593 番地 2	82-5672	○	○	○	
みつば学園居宅介護事業所	花岡 1539 番地	82-5472	○	○	○	○
きずなの里	湯浦 1439 番地	86-0294	○			○

※ みつば学園居宅介護事業所・きずなの里は基準該当事業所です。

【重度訪問介護】

事業所名	住所	連絡先
石路の里居宅介護事業所	湯浦 1505 番地 1	86-0515
(株)コムソ 水俣芦北ケアセンター	芦北 2593 番地 2	82-5672
みつば学園居宅介護事業所	花岡 1539 番地	82-5472

※ みつば学園居宅介護事業所は基準該当事業所です。

【行動援護】

事業所名	住所	連絡先
みつば学園居宅介護事業所	花岡 1539 番地	82-5472

・最新の事業所情報は、熊本県障害保健福祉ホームページかWAM-NETでご覧頂けます。

(熊本県) <http://www.pref.kumamoto.jp/>

(WAM-NET) <http://www.wam.go.jp/>

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、町福祉課 並びに 各事業の委託先へお尋ね下さい。
お身体がご不自由な方は、直接お伺いして御説明も致します。

—町へのお問い合わせ先—

連絡先	: 芦北町役場 (本庁舎) 福祉課 障害者福祉係
住所	: 〒869-5498 葦北郡芦北町大字芦北 2015 番地
電話番号	: 0966-82-2511
F A X	: 0966-82-2893